

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等

結核予防法による医療機関の指定

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

土地改良法による換地計画の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇ 告 告
昭和四十八年二級建築士試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止し、

並びに字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び廃止並びに字の区域の変更は、昭和四十八年四月二十八日からその効力を生ずる。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和四十七年三月二十一日現在の地番による。）

- 大字湯山字東岡土居一〇二の二、一〇八の五、一〇九の
- 一〇及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字古屋敷
- 二一〇の三及び二二〇の六、大字湯山字船入稲場二三七
- から二三七の三まで、二四六、二四七、二五二、二七三
- の三、二七三の五、二七三の六及びこれらと一体をなす
- 国有地並びに二七三の二及び二七三の四と一体をなす国
- 有地の一部、大字湯山字西入江二七七の二、二七七の三、
- 二七九の二から二七九の四まで、二八二の一、二八二の
- 二及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字八ノ尾澤
- 六一〇の一、六一〇の三、六一〇の四、六一〇の六、六
- 一〇の七、六一二の一、六一二の二及びこれらと一体を
- なす国有地、大字湯山字中溝澤九二七の五、大字湯山字
- 溝尻澤九三四の二、九三六の一、九三六の二、九三五
- 九三七
- 合併一及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字太田
- 澤一二四第二次二、一二四五第二次二、一二四五第二
- 次三、一二四九第二次一、一二四九第二次二、一二四九

	<p>の三、一二五〇第二次一、一二五〇第二次二、一二五〇の三、一二五二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字鵜谷澤一三九九、一四〇〇及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字白瀬ヶ鼻一四〇六の一、 四四四四四四 〇〇〇〇〇〇〇〇 </p>
<p>区域を変更する字の名称同</p>	<p>上の区域（昭和四十七年三月二十一日現在の地番による。） 大字湯山字東岡土居のうち一〇二の二、一〇八の五、一〇九の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字古屋敷</p>	<p>大字湯山字古屋敷のうち二一〇の三及び二一〇の六以外の区域</p>
<p>大字湯山字船入稲場</p>	<p>大字湯山字船入稲場のうち二三七から二三七の三まで、二四六、二四七、二五二、二七三の三、二七三の五、二七三の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三の二及び二七三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字湯山字西入江</p>	<p>大字湯山字西入江のうち二七七の二、二七七の三、二七九の二から二七九の四まで、二八二の一、二八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字八ノ尾澤</p>	<p>大字湯山字八ノ尾澤のうち六一〇の一、六一〇の三、六一〇の四、六一〇の六、六一〇の七、六一二の一、六一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字中溝澤</p>	<p>大字湯山字中溝澤のうち九二七の五以外の区域</p>
<p>大字湯山字溝尻澤</p>	<p>大字湯山字溝尻澤のうち九三三の二、九三三の六、九三三の七、九三七（九三五）及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字太田澤</p>	<p>大字湯山字太田澤のうち二二四第二次二、二二四第二次二、二二四五第二次三、二二四九第二次一、二二四九第二次二、二二四九の三、二二五〇第二次一、二二五〇第二次二、二二五〇の三、二二五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字鵜谷澤</p>	<p>大字湯山字鵜谷澤のうち一三九九、一四〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字白瀬ヶ鼻</p>	<p>大字湯山字白瀬ヶ鼻のうち一四〇六の一、 四四四四四四 〇〇〇〇〇〇〇〇 </p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字湯山字湯山池</p>

五月十六日 午前十時から	五月十九日 午前十時から	〃 日南町生山
午後一時から	午後一時から	〃 生山家畜市場
〃	〃	〃 根雨家畜市場
〃	〃	〃 日野町根雨
〃	〃	〃

鳥取県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字米川西六 四四二五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百三号

岩美郡福部村大字細川六六三番地五湯山土地改良区から申請のあつた湯山地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九十四号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二條第一項の規定の例により、昭和四十八年四月二十四日認可したので、同法同条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四号

昭和四十七年七月十七日付けで鳥取市丸山町一五八番地浜坂土地改良区から申請のあつた中瀬・賀露向の参地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができぬ。

鳥取県告示第三百五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町一・二五九」を「鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町天神山三〇六」と改める。

公 告

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第13条の規定により、昭和48年二級

建築士試験を次のとおり実施する。

昭和48年4月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日

昭和48年7月28日(土)及び29日(日)

2 試験場所

鳥取市東町二丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

3 受験申込期間

昭和48年5月25日(金)から6月1日(金)まで

4 試験科目

(1) 建築計画

(2) 建築施工

(3) 建築法規

(4) 建築構造

(5) 建築設計製図 (建築設計製図の課題は、「住宅団地に建つ集会所

(木造平家建)」とする。)

5 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子出張所に問い合わせること。